

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

④ 相続税の申告準備

Q : 先月父が死亡し、近く相続税の申告手続きにとりかかる予定です。申告のためにはどのような準備が必要でしょうか。

A : 相続人の確認、遺言の有無、財産と債務の確認、財産の評価、遺産の分割等の手続きが必要です。

【解説】

人が死亡すると、相続が開始します。相続が開始すると、10カ月を経過する日までに相続税の申告を行う必要があるため、手際よく次のような手続きを進めてください。

(1) 相続人の確認

被相続人と相続人の本籍地から戸籍謄本を取り寄せる

(2) 遺言書の有無の確認

自筆遺言書は家庭裁判所で検認を受けた後開封

(3) 財産や債務の概要の把握

相続の放棄をするかどうかを決める

(4) 相続の放棄または限定承認

家庭裁判所に申し出る(3カ月以内)

(5) 所得税の申告と納付

被相続人の死亡した日までの所得を税務署に申告する(4カ月以内)

(6) 財産や債務の調査・評価

(7) 遺産の分割

相続人全員で遺産の分割協議をして、分割協議が確定した場合には、遺産分割協議書を作成

(8) 相続税の申告と納付

